

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年9月15日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について
(第79報)
(原子力安全対策課) … 2
- 2 中国電力の文書管理不備事案(誤廃棄)について
(原子力安全対策課) … 3

危 機 管 理 局

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第79報）

令和3年9月15日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の状況等は次のとおりです。

1 島根原発2号機の設置変更許可申請書の補正（4回目）

平成25年12月25日に提出した島根原発2号機の原子炉設置変更許可申請に対して中国電力は、9月6日に4回目の補正書を原子力規制委員会に提出した。

補正内容は、原子力規制委員会の内規改正に合わせた一部記載の修正（「襲来する津波」→「来襲する津波」等）、今年7月の組織変更の反映。

＜これまでの補正＞

- 1回目（5月10日）：これまでの審査会合での審査内容を申請内容に反映
- 2回目（6月14日）：事故対応の一部手順の見直し、記載の適正化（誤字脱字の修正）
- 3回目（6月17日）：工事工程の明確化、記載の適正化（表現の見直し）

2 審査の状況

原子力規制庁で審査書を修正中であり、今後、原子力規制委員会の定例会合で審議（新規制基準に適合しているかどうかの判断）される。ただし、設置変更許可の時期は未定。

（1）審査会合

184回（平成25年:4回、平成26年:36回、平成27年:32回、平成28年:11回、平成29年:7回、平成30年:12回、令和元年:49回、令和2年:31回、令和3年:2回）

（2）現地調査・確認

6回（平成26年:2回、平成27年:1回、平成29年:1回、平成30年:1回、令和元年:1回）

（3）補正書提出

3回（5月10日、6月14日、6月17日）

（4）審査書案の了承

6月23日

（5）パブリックコメント

6月24日～7月23日

3 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要

中国電力の文書管理不備事案（誤廃棄）について

令和3年9月15日
原子力安全対策課

中国電力が原子力規制庁から受領した「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等」（以下「非公開ガイド」という。）をシュレッダーで誤廃棄した件について、9月1日の原子力規制委員会で原因究明と対策が了承されました。

県では、9月3日に中国電力から了承された内容について説明を受け、再発防止の徹底や住民への情報公開等について申し入れを行いました。

1 県への報告

- (1) 日 時 9月3日（金）15時30分～15時45分
- (2) 場 所 災害対策本部室
- (3) 報 告 者 中国電力鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長 藪根剛（やぶね・つよし）
- (4) 対 応 者 副知事 亀井一賀

2 県からの申入れ

- 文書管理不備について、テロ対策に係る非公開の重要書類を誤って廃棄したことは誠に遺憾。貴社はしっかりと安全文化を確立し、二度とこういった不備が生じないよう強く求める。
- 安全を第一義として万全の対策を着実に実施し、住民や自治体に情報を公開することを強く求める。
- 安全協定の改定について速やかに検討を進め、立地自治体と同等に改定を行うことを強く求める。

3 中国電力の回答

- 発電所の運営は地域の信頼が第一である。本社、グループ会社・協力会社を含め、安全文化のさらなる醸成に努めるとともに、地域への情報発信もしっかり行っていく。
- 安全協定改定については現在検討中である。準備が整い次第、回答したい。

4 原子力規制委員会の結果（9月1日）

- 誤廃棄について、中国電力の誤廃棄の経緯及び再発防止対策等が了承された。
 - ・発電所における非公開ガイドの文書識別表記や分類管理の確実な実施
 - ・非公開ガイドの原子炉等規制法に基づくマネジメント文書体系への位置付けと適切な管理の実施
- 原子力規制庁は今後、電力会社から提出された情報管理計画書（秘密情報等の管理規定）を十分に確認するとともに、非公開ガイドを提供する際の必要性や必要部数等の十分な精査を実施する。

〔参考1〕知事コメント（9月1日公表）

- ・テロ対策に係る非公開の重要文書の誤廃棄と直ちに国に報告しなかったことは誠に遺憾である。
- ・中国電力には、しっかりと安全文化を確立し、二度とこういった不備が生じないよう強く求める。
- ・今後も、安全を第一義として、万全の対策を着実に実施し、住民や自治体に情報を公開するとともに、原子力安全協定の改定を強く求める。

〔参考2〕非公開ガイド誤廃棄の概要

1. 誤廃棄の経緯

- ・中国電力は、平成26年10月17日付けで原子力規制庁と締結した秘密保持契約に基づき、同月20日に非公開ガイド6部を受領し、1部を島根原子力発電所に貸し出し、受領者は、執務室内の自席デスクの施錠できる引き出しに、他の秘密情報が記載された書類とともに封筒に入れた状態で保管した。
- ・受領者は、平成27年4月23日に誤って非公開ガイドを封筒ごとシュレッダー廃棄したものと考え、4月28日付の顛末書を作成し発電所長まで報告した。また、発電所から本社管理部署に報告が行われ、その旨を秘密情報指定管理簿に記載した。

2. 原子力規制庁への誤廃棄の報告

- ・中国電力は当時（平成27年）、秘密保持契約の規定に照らして、本件は誤ってシュレッダー廃棄したものであり、秘密情報の漏洩又はそのおそれはなく、規制庁に直ちに報告する必要はないと判断した。
- ・その後、中国電力は、秘密保持契約の変更契約（令和3年3月23日付）に基づき情報管理計画書を提出する必要が生じたことから、提出期限前の6月21日に誤廃棄があった旨を規制庁に連絡した。